

# 大田原市議会基本条例策定

6月定例会の最終日に議員より「大田原市議会基本条例」(案)が議長に提出され、本会議において議員案第2号として上程し、可決いたしました。この大田原市議会基本条例は、その名のとおり大田原市議会の運営や議員活動の基本を定めたものであり、議会基本条例策定等検討委員会において約1年半、計20回にわたり協議を重ねてまいりました。ここにその全文を掲載いたします。

## 大田原市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則 (第1条)

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則 (第2条・第3条)

第3章 自由討議 (第4条・第5条)

第4章 市民と議会の関係 (第6条 — 第11条)

第5章 議会と執行機関の関係 (第12条 — 第16条)

第6章 委員会の活動 (第17条)

第7章 会派 (第18条)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備 (第19条 — 第23条)

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (第24条 — 第26条)

第10章 最高規範性と見直し手続 (第27条 — 第31条)

#### 附則

#### 前文

大田原市は、栃木県の北東部に位置し、中央部から西部にかけて那須野が原扇状地の扇端付近にあたる平地が広がり、また、東部には八溝山を中心に八溝山系の豊富な森林を有し、那珂川、箒川、蛇尾川の三河川をはじめ多くの河川が市内を流れるなど、良質で豊かな水を利用した水田が広がっています。立地環境は、首都圏より150キロメートル圏内にあり、自然災害が少なく地震に強い地盤と豊かな自然に恵まれた地域です。また、豊富な工業用水等を活かし産業基盤の整備充実を図り、豊かな自然環境と調和のとれた都市として発展しています。

大田原市議会(以下「議会」という。)は、豊かな自然と長い歴史に培われた暮らしを守りながら「住んでよかった」、「住みたい」と思えるまちづくりを継承するとともに、「住む人が輝き、来る人がやすらぐ、幸せ度の高いまち」の実現を将来像として目指し、市民主体のまちづくりを推進し、二元代表制の原理に基づき行政の事務執行の監視を強化